



名福介第 86-2 号
令和 2 年 5 月 8 日

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者
指定小規模多機能型居宅介護事業者 御中

名護市長 渡具知 武豊



名護市における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）

本市の福祉行政にご理解を賜り感謝申し上げます。

みだしの件につきまして、「名護市における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）令和 2 年 4 月 14 日付」でお知らせしましたケアマネの訪問自粛の取扱期間を、国からの緊急事態宣言の延長（令和 2 年 5 月 4 日）を受け、5 月中も引き続き期間を延長する取扱いと致します。※訪問の必要がある方へは、感染予防の対策を講じた上での訪問を実施してください。

なお、具体的な取扱いについては、「名護市における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）令和 2 年 4 月 14 日付」における取扱いの考え方を参考にして頂きますようよろしくお願いします。

今後、国等から新たな取扱いや Q & A 等が示された場合には、取扱いが変わる場合もありますのでご留意ください。

訪問自粛を解除する際には、こちらからご連絡致します。

問い合わせ先

名護市福祉部介護長寿課

介護給付・保険料係

T E L : 0980-53-1212（内線 137）